

納めた国民年金保険料は金額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の金額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）

控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年をはじめ国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113



「ひろのどこでもe-Books」を開設



広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「町勢振興計画」、「東日本大震災の記録」などを、広く普及している「電子書籍化」をすることで、スムーズな読み取りを可能にしました。今後、さまざまな発行物を「ひろのどこでもe-Books」に電子書籍化して掲載しますので、ぜひご覧ください。

※広野町公式ホームページにバナーを設置していますので、クリックして専用ページにアクセスしてください。



電子書籍の閲覧イメージ

マイナンバーカードの申請はお済みですか？

マイナンバーカードとは…

マイナンバーカード（個人番号カード）とは、プラスチック製の身分証明書であり、マイナンバーの提示と本人確認が、これ1枚で済む唯一のカードです。

申請方法は…

①昨年末に送付された「マイナンバー通知カード（紙製）」に付いている個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼付のうえ、同封の返信用封筒で郵送してください。

②①の交付申請書にあるQRコードをスマートフォンから読み込んで申請してください。詳細につきましては、総務省ホームページをご参照ください。

問 マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）

平日 午前9時30分～午後8時
土日祝 午前9時30分～午後5時30分
☎0120-95-0178
町民保健課 戸籍係 ☎0240-27-2113

「特設人権相談所」の開設について

皆さんの毎日の生活の中で、次のような『人権問題』でのお悩みはありませんか？

- 離婚や扶養、相続など、家庭内で問題が起こった。
- 家主や地主から一方的に追い立てられている。
- 体罰や「いじめ」を受けた。
- 不当に仲間はずれにされたり、差別的扱いを受けた。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアル・ハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音、悪臭、ばい煙などに悩まされている。

下記のとおり、特設人権相談所を開設いたしますのでお気軽にご相談ください。

相談は無料で、難しい手続きはありません。相談の内容についての秘密は厳守されます。詳しくは、広野町役場町民保健課戸籍係までご連絡ください。

特設人権相談所

開設日 平成28年12月6日（火）
場所 広野町役場3階 301会議室
時間 午前10時～午後3時

問 町民保健課 戸籍係

☎0240-27-2113

林業退職金共済制度（林退共）からのお知らせです

林業の仕事をしていなかったことがありますか？
林退共制度に加入していたが、退職金をまだ受け取っていない方を探しています。

以前、林業の仕事をしていましたが、ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についても調べいたします。

また、罹災された共済契約者および被共済者の皆様に対し、各種手続（共済手帳の紛失、退職金の請求など）の必要が生じた場合は、できうる限りの範囲において速やかに対応したいと考えていますの

で、最寄りの支部または本部へお問い合わせ、ご相談ください。

問 独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル
☎03-6731-2887 FAX03-6731-2890
詳しくは、ホームページでもご案内しております。
<http://www.rintaikyotaisyokukin.go.jp/>